

記者発表資料

【 同時提供 】

国土交通本省、地方整備局等

平成 20 年 1 月 10 日

内閣府沖縄総合事務局

「建築確認問題に関する建設業者向け相談窓口」の設置について

改正建築基準法の施行に伴う建築着工の減少に関する元請下請関係の問題や労働力・資材の需要急変など、建設業者からの相談等にきめ細かく対応するために、下記のとおり、相談窓口を新たに設置いたします。

記

名 称 建築確認問題に関する建設業者向け相談窓口

部 署 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課

(電話番号) 098(866)0031 (内線 3171・3155)

(来庁窓口) 那覇市前島2-21-13 ふそうビル9階

内閣府 沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課

役 割 元請下請関係の問題等に関する建設業者からの相談に対応。

また、寄せられた案件等に対して、局内で情報の共有を図るとともに、必要に応じて本省関係課等との連携を確保する。

時 期 平成20年1月10日から設置

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課

課 長 竹 富 信 也 (内線 3116)

課長補佐 秋 山 恵 一 (内線 3155)

電話 098-866-0031 (代表)